

令和5年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月22日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第10号 若狭町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 3 議案第11号 若狭町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 4 議案第12号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 5 議案第13号 若狭町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正につ

- いて
- 日程第 6 議案第 14 号 若狭三方縄文博物館条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 15 号 若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 16 号 若狭町有線情報連絡施設条例及び若狭町有線電話施設条例の廃止について
- 日程第 9 議案第 17 号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 10 議案第 18 号 第 2 次若狭町総合計画（中期基本計画）の策定について
- 日程第 11 議案第 19 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 20 号 令和 5 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 13 議案第 21 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 22 号 令和 5 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 議案第 23 号 令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 16 議案第 24 号 令和 5 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 25 号 令和 5 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 26 号 令和 5 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 19 議案第 27 号 令和 5 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 28 号 令和 5 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 21 議案第 29 号 令和 5 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 30 号 令和 5 年度若狭町下水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 24 議案第 32 号 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 日程第 26 議案第 34 号 町道路線の変更について
- 日程第 27 議案第 35 号 財産の処分について
- 日程第 28 議案第 36 号 小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第 29 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 30 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前11時08分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、坂本 豊君、13番、北原武道君を指名します。

～日程第2 議案第10号から日程第27 議案第35号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第2、議案第10号「若狭町個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第27、議案第35号「財産の処分について」までの26議案を一括議題とします。

この26議案については、去る2月28日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、藤田正美君。

○総務産業建設常任委員長（藤田正美君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和5年第1回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、条例の制定、一部改正及び廃止、規約の変更、計画の策定、指定管理者の指定、町道路線の認定及び変更、財産の処分の合わせて11件であります。

議案審査のため、3月1日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第10号「若狭町個人情報保護法施行条例の制定について」であります。デジ

タル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的なルールが定められることから、現行の若狭町個人情報保護条例を廃止し、新たに当該法律の施行に関し必要な事項を規定するための条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、国のガイドラインに従った形でファイルが一本化される。個人情報のファイルの管理はそれぞれの地方公共団体がするのか。

答、一本化されるというのは、同じ形に整理され、個々のデータとして保存される。それぞれの地方公共団体で管理していくことになる。

問、個人情報保護条例があるが、マイナンバーカードができたために全国統一になって中身は変わらないということか。

答、もともとの中身はそう変わらない。マイナンバーカードのみならず、これから住民基本台帳や税業務などが全国統一化されるということである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「若狭町個人情報保護審査会条例の制定について」であります。若狭町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、若狭町における個人情報保護制度の運用に係る調査審議を取り扱うための諮問機関を設置する必要があるために条例を制定するものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。ごみ処理体制の変更に伴い条例を改正するものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町有線情報連絡施設条例及び若狭町有線電話施設条例の廃止について」であります。ケーブルテレビ業務を美方ケーブルネットワーク株式会社へ移管するために条例を廃止するものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」であります。施設利用の変更に伴い、組合規約を変更することについて関係地方公共団体との協議が

必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の策定について」であります。第2次若狭町総合計画（中期基本計画）を策定するため、議会の議決が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、人口の減少率のスピードを抑えようというのが目的である。重点政策ではシステムや考え方が多いと思う。この計画はハード的な部分が見えない。

答、具体的な施策を十分示していく。財政計画と合わせて予算の中で取り組んでいきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、小川の飲料水供給施設の場所は決まっているのか。神子、常神も十分供給できるのか。

答、試験井戸を掘り、確実に水が出るようならば、常神、神子、小川それぞれ今の水源はそのまま使い、予備水源・補給水源として今後の水道施設統合に向けた水源として使う予定である。

問、今回2件だが、予算の限度はあるのか。毎年、計画していくということか。

答、過疎債は期限が設定されているが、辺地債の期限は特にない。起業の都度、申請するものである。小川地区、杉山地区は3か年で設定している。

問、小川、杉山は第2、第3段階と続いていくのか。

答、西浦地区については、1期、2期と続いていく。

問、辺地の指定は三方地域だけだったと思うが。

答、過疎債が三方になる。辺地については、上中地域では辺地対象になっている集落は辺地事業債を充当する計画である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をも

って、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」であります。令和5年4月から2年間、若狭町みかた温泉施設の指定管理者として、株式会社オーイングを指定するために議会の議決が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、指定管理者の期間は、前回5年だったが、今回2年となったその経緯は。

答、物価が高騰し、入館者数も若干減るなど予測がつきにくいので、指定管理者との協議で2年にした。

問、毎月20万円を頂いていたが、今回2,800万円支払う。1年間の金額か、どういう算定か。

答、算定については、現在の光熱水費の3分の2相当と人件費等を加味し算出した。

問、施設の運営については、絶えず精査して、来年また見直しをし、下げられるものならば下げるといふ形を取ってほしい。

答、協定を結ぶが、その中でもそういう記述をしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「町道路線の認定について」であります。3路線を町道路線に認定するために議会の議決が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、常神トンネルが開通し県道が町道に変わるということだが、供用になることで不法投棄などいろいろなものが入ってくるかもしれない。落石などがあれば、町の責任になってくる。閉鎖する考えはあるか。

答、現県道が町道に県から移管されるが、これまでトンネル工事に伴う県から受けた町道に関しては、地元と協議し、車止め等で一般交通ができないように管理している。開通後、時間かけずに対処していきたい。

問、無悪の町道だが、どうしてここの農道を町道にすることになったのか。

答、町道50号線無悪の鳥羽川を横断した町道1号線までが一つの路線であった。鳥羽川の橋を統廃合するというので、橋の撤去で町道が分断されることに伴い、新たに一本路線を認定したというものである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「町道路線の変更について」であります。町道3路線を変更す

るために議会の議決が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「財産の処分について」であります。ケーブルテレビ業務を美方ケーブルネットワーク株式会社へ移管するために議会の議決が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町の財産を民間に譲渡することにより、固定資産税は発生するのか。

答、民間に譲渡するので、評価される。

問、建物だけの譲渡か。中の施設はどうか。

答、中の施設設備、機器についても譲渡する。維持修繕など町からの経費負担はなくなる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、増井文雄君。

○教育厚生常任委員長（増井文雄君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和5年第1回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案3件であります。

議案審査のため、3月2日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第12号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。国民健康保険税を第2期福井県国民健康保険運営方針に基づき資産割を廃止するとともに税率及び税額を改正するため条例を改正するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、第2期福井県国民健康保険運営方針はいつまでの期間か。

答、第2期福井県国民健康保険運営方針の期間は令和3年度から令和5年度で、若狭

町では、以前より段階を追って資産割を廃止する方向で改正してきた。

令和5年4月1日から適用される、資産割をゼロにするよう改正条例を上げている。

問、今回、資産割を廃止するので、その分を他の区分につけることになる。加入者の医療分を下げるとの説明であったが、それぞれ税率、税額を上げ下げした理由を説明願う。

答、医療費等の必要となる分から、国からの調整交付金等の歳入分を差し引いて、残るものを国保税で賄わなければならない。医療分のほかに後期高齢者分や介護保険納付金分も国保税と一緒に徴収するので、それぞれの税率で幾ら納めなければならないか算定する。後期高齢者の医療費が多くなっているので税率を上げなければならないと判断した。介護分は所得割が減っているということと、均等割、平等割とのバランスを考えた。

医療分は下がる傾向にないので、税率が県内統一されたとき、税率が急な上がり下がりが無いよう基金繰入をどれだけするかを勘案し、今回少し下げるという算定をした。

問、基金の推移を3年前から、また令和4年度の基金の見通しも教えてもらいたい。

答、基金は、現在、約1億4,000万円、令和5年度には2,500万円程度を国保会計に繰り入れ、税率をあまり上げなくても何とか賄えるようにする予算を立てている。基金を一気になくすわけにはいかない。当分の間、基金は2,000万円前後を取り崩す予定をしている。

問、このままいくと、3年後の基金はどうか。

答、令和4年度で1億4,000万円、令和5年度で1億5,000万円、令和6年度で9,000万円程度になる見込みである。

問、3年前の基金の状況はどうか。

答、令和元年度1億5,600万円、令和2年度1億2,300万円、令和3年度1億3,200万円である。

問、数年後に福井県内の税率が同じになる。そのときまでに若狭町は上げなければならないのか、下げなければならないのか。

答、現在の税率は県内真ん中から上位ぐらいで、統一したときの状況にもよるが、あまり上がるようなことはないように見直しの際に調整する予定である。

問、基金もどのように積むのかを詰めていくのか、税率が統一されるのはいつか。

答、資産割をなくし全市町3方式に直していくのが令和9年度からになる。令和12年度県内統一となり、基金を令和11年度にはゼロにする方向で計画を立てている。

問、令和12年度からはゼロにするとの予定を聞いたが、これからあまり基金を積む

必要がないような状況である。ここ二、三年、基金があまり減っていないのは、コロナ禍における受診控えで医療費が減ったということが原因か。

答、コロナの影響等もあり、所得割に係るものも減るだろうと予測を立てて税率を見直していたが、実際には予算額以上の税額となった。県への納付金も当初金額と実際の請求金額に差があり、そのため、国保会計の収支において繰越金が多くなり、基金を取り崩さずに積むことができた。

問、今回の国保税の改正は値上げになっていないとの認識か。

答、国保税額の予算は少なくなっている。総額は下がっている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について」であります。ロシアのウクライナ侵攻に起因する歯科金属価格の高騰等に伴い料金改正が必要であるための条例を改正するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、物価高騰の原因がウクライナ戦争と断定してもよいのか。

答、全ての物価高騰の原因がウクライナ戦争であるかのような提案理由を申し上げているが、素材の購入費、特に金について、2022年度から金の価格は非常に高騰しているという事実をつかんでいる。そのため、この物価高はウクライナ戦争に起因するものとの判断をしている。

問、金の高騰とあるが、今回、値上げされる単価は他の医療機関と比較してどうか。

答、保険適用外の治療であるため、価格は各医療機関の自由設定であり、また治療方法も各医療機関でかなり異なっている。価格は、医師、スタッフで調整し、設定した。

問、公的な診療所が高い価格をつけるのはどうか。

答、価格の設定については、他の医療機関と比べられる部分と比べられない部分があるが、若干安い設定となっている。

問、保険適用外なので治療費が高額になる。見積りのようなものを初めに患者に示し、説明するのか。

答、事前に、医師からどのような方法で治療し、どれくらいかかるか、患者に話をする。

問、令和3年度実績は9件との説明があった。令和4年度現在の実績を教えてください。インプラント治療について、免許が必要なので、実施していないとの説明だが、条例には料金も記載されている。今後実施する予定や患者からの要望はあるのか。

答、令和4年度途中の保険適用外実績は11件、約45万円である。インプラント治療は、現在、上中診療所の歯科医師は免許を持っていないので、インプラント治療を希望される方は別の医療機関に行かれる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」であります、博物館法の一部を改正する法律の公布に伴い条例を改正するものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和5年第1回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました、議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」から議案第31号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの12議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、3月8日及び9日の2日間、委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を113億1,331万5,000円と定めるもので、前年度との比較では6億4,425万3,000円の増加、率にして6.04%の増加となっています。

予算内容の歳入では、町税は18億739万7,000円で、前年度と比較し0.08%の増加、地方交付税は42億円で4.48%の増加、国庫支出金は5億9,219万8,000円で32.27%の減少、県支出金は11億3,860万7,000円で2.46%の減少、寄付金は5億1,388万円で28.41%の増加、繰入金は7億2,986万7,000円で5.58%の増加、諸収入は2億7,393万1,000円で0.95%の増加、町債は12億4,390万円で78.11%の増加などであり、

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は25億8,413万8,000円で17.94%の増加。主な事業は、ケーブルテレビネットワーク更新事業や災害情報放送設備整備事業、ふるさと納税推進事業などであります。

民生費は24億5,447万円で1.69%の増加。主な事業は、訓練等給付費事業や子育て包括支援事業などであります。

衛生費は13億6,428万3,000円で0.34%の減少。主な事業は、公立小浜病院組合負担金事業や清掃総務費、乳幼児等予防接種事業などあります。

農林水産業費は5億7,534万9,000円で25.28%の減少。主な事業は、多面的機能支払交付金事業や有害鳥獣対策事業などあります。

商工費は3億1,716万円で40.09%の減少。主な事業は、稼ぐ観光地づくり推進事業や温泉設備管理事業などあります。

土木費は10億5,945万6,000円で33.09%の増加。主な事業は、道路改築事業や除雪対策事業などあります。

消防費は4億237万1,000円で1.74%の増加。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などあります。

教育費は11億7,888万9,000円で43.04%の増加。主な事業は、学校ICT環境管理事業や瓜生小学校改修事業、地区公民館活動事業などあります。

公債費は12億5,877万4,000円で0.43%の減少であります。

以上が令和5年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、DX推進事業のライン公式アカウントを活用した取組だが、以前からインターネットを使って施設予約ができればよいと言ってきた。いつから活用できるようになるのか。

答、今は県のシステムを使い、施設予約システムを構築している。ホームページ上などで8月から予約開始を行う予定をしている。ラインは仕組みを構築次第、公開する。

問、公用車購入事業で購入する車は全てリースか。

答、公用車購入事業に計上しているものは全て購入である。リースは管理事業の使用料で見ている。6台購入と説明したが、リースでも1台入ってくる。

総合政策課関連では、

問、スマートエリア開発事業の空き家リノベーションの予算400万円1件分ということだが、複数応募があった場合、選定はどうするのか。

答、基本的には申請を受け付け、審査をする。空き家が2軒、3軒ある場合、それぞれ内容を検討するが、必要なリノベーションであるということであれば補正予算も考える。

問、ふくい結婚応援協議会負担金6万円とあるが、どのような組織がどのような活動をしているのか。

答、県の協議会の負担金。県で結婚促進活動をしている。マッチングや婚活等の事業に負担金を充てている。ドレスミュージアムも嶺南サテライトとして設置されており、パンフレットを配布するなど事業を展開している。

観光商工課関連では、

問、観光宣伝事業について、インバウンドも国内の旅行もインターネットで宿を取る流れに変わっている。今までのようなツアーがなくなってきた。そのような中で、若狭町独自で出向宣伝するのではなく、嶺南一帯で実施するなど大きな規模で実施する計画はないのか。

答、町単独の出向宣伝もあるが、若狭湾観光連盟、敦賀市から高浜町までだが、そこが主になってやり始める。県観光連盟、県全体で関東方面、大宮や軽井沢などで出向宣伝を始めている。

環境安全課関連では、

問、災害情報放送設備整備事業について、2か年で7億円という大きな事業で、工事範囲も町内全域となる。入札になると思うが、入札の参加条件、縛りはどうなっているのか。

答、電気通信に長けた業者になる。令和5年度に入ってから指名選定委員会を開き、その中で選定基準等を決めながら入札にかける。今、入札の指名願いの更新時期でもあり、指名願いの出ている業者の中から選定し、適正に執行していきたい。

税務住民課関連では、

問、固定資産税の増額を細かく説明願う。また、町たばこ税が800万円増えているのは、たばこを吸う人が増えたということか。今かなり減っていると思うが、どうか。

答、固定資産税の見込みについて、土地、家屋、償却資産に課税しているが、例年、償却資産を少なめに見込んでいた。令和3年度に評価替えがあり、次回、令和6年度に評価替えがある。令和5年度は令和3年度に評価替えした最終年度になる。土地、家屋はほぼ変わらない。償却資産も令和4年度でかなり増額があったので、今回、多く見込んだ。町たばこ税は例年抑えて予算を見込んでいるが、販売本数が減ってきていたが、令和4年度実績の本数の減り具合と令和3年秋のたばこ税の値上げがあり、減少が少し

抑えられてきているため、令和4年度と同じくらいの予算を見ている。

産業振興課関連では、

問、新規就農者支援事業で新たに8名いる。飼料高騰等があり、大変、畜産農家が厳しい状況に置かれている。去年からある程度改善されたのか、また、それに伴い町としての相談窓口になっているなど去年と比較してどうなったのか。

答、経営状況は二州農業経営支援部に毎月確認に行っていた。確かに飼料高騰により大変苦しい状況が続いているが、飼料高騰対策は国や飼料の組合から高値に対する補填がされているので、比較的安心している。しかし、牛乳の消費は落ちてきているので、生産面でも苦しいと聞いている。

建設課関連では、

問、三十三産業団地から国道までの整備だが、供用開始はいつになるのか。

答、倉見井崎線は、現在、国道27号から白屋側を工事している。ここは令和5年度中の供用開始を予定している。三十三街道までは、用地測量、建物補償調査、工事ということで令和8年度完成を目指している。

交差点部は、成願寺の旧国道から国道27号までの区間は取付けで完成している。新しい交差点に信号機がつけば、供用開始ができる。

歴史文化課関連では、

問、熊川の保存整備の荻野家住宅はどんなスケジュールなのか。

答、昨日も荻野家の保存活用委員会を開催し、委員の意見をいただいている。現在、荻野家の保存活用計画をまとめているので、でき得れば、令和5年度に国にあげて、その後、修繕の計画を進めていきたいと考えている。

健康医療課関連では、

問、予防接種事業について、子宮頸がんワクチン接種を受けた人の実績を教えてください。9価ワクチンが追加とあるが、今まで2価ワクチンで9価になったということで対象が極端に上がったと感じる。町としてどのように推奨していくのか。風疹の予防接種の現状と今後の風疹の予防接種について教えてください。

答、子宮頸がんワクチンについて、令和4年度では定期接種が102人、キャッチアップの方は95人であった。2価から9価のワクチンになるということで、多くの原因に対応する遺伝子型のワクチンを接種するということだが、今まで2価を受けた方が9価を受けてもよいかということ国で議論している。なるべく打てるようになる予定である。風疹の予防接種は、令和4年度に39人が抗体検査を受けている。国の事業が延長されることもあり、引き続き実施していく予定である。

福祉課関連では、

問、身体障害者補装具交付修理事業と地域生活支援費事業の違いと具体的な内容の説明を願う。

答、身体障害者補装具交付修理事業は、対象者が身体障害者手帳を持っている方で、主に体の機能を保持するための機能で、補聴器や車椅子、座位保持装置、義肢、義足といったものの支給である。地域生活支援費事業の対象事業として支給されるものはストマ、人工肛門をつけている方の蓄尿袋が対象となる。

教育委員会関連では、

問、全国的に給食費は無償化する自治体がぼつぼつと出てきている。行く行くは全ての小・中学校が無償化になるのではないかと期待はしている。そのような中にあり、200円のアップ、ちょっと頑張ってもらって何とかならないものか。物価高騰はこの先も続くような感じがする。その折にまた値上げするのかということも出てくる。今回、頑張ってもらいき、物価高騰がもっと延びるようであれば、そこでもう一回再考いただきたい。

答、今回の値上げ額は、町としても財政を見ながら考え、半額の補助とした。今後、国のほうで、子育て対策、少子化対策、物価高騰対策等の予算がつけば、その都度、適宜対応していきたい。

パレオ文化課関連では、

問、図書館の新書購入費用は。

答、備品購入費360万2,000円が新書購入分である。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、歴史上の人的文化遺産顕彰事業は内心の自由を侵害するもので、町がやるべきものではない。また、給食費の保護者負担の増額は、議員の意見を聞いても、このまま進めて議会が認めたということはいかがかと思う。ほかにも幾つか気になるところはあるが、大きくはその2つの理由で反対である。

賛成討論、町長に給食費について幾つか質問したが、やむなしというところも理解できる。ただ、これから先で何らかの補正予算措置を検討していただけるものと期待をして賛成する。

賛成討論、6月なり9月の補正予算で何かしていただけるものと期待をしつつ、町長も言われているが、印象、イメージは大変大きい。その印象、イメージのためにはタイミングが大事だと思う。給食に関しても、国からの補助のめどがついて最終的には値上げをせずに済んだとなってもタイミングを逃すと悪い印象だけを与える。一旦値上げし

たとの印象を与えるということにもなりかねない。町が補助を出したということが薄れかねないということにもなる。予算に関しては賛成の討論をした。

反対討論、予算書を見る限り、今回、問題となっていることが見えないが、町長をはじめ担当課がかたくなに上げるという姿勢を崩していない。上げるありきでこの予算を立てたというのであれば反対する。

賛成討論、町の予算執行にあっては、4月1日から新年度に入る。その時点で予算措置がきちんと定まっていないというのは大きな問題である。ただ、給食費の案件でいろいろな意見が出ているが、具体的な値上げについては、4月からは見送っていただきたい。後の補正予算において措置いただくという期待を込めて賛成する。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

まず、議案第21号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を18億5,421万3,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税3億159万2,000円、県支出金13億9,276万4,000円、一般会計繰入金1億1,050万7,000円、基金繰入金4,931万2,000円。

歳出では、保健給付費13億5,240万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億2,740万3,000円、保健事業費5,559万円などであります。

次に、議案第22号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億2,931万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料1億8,284万4,000円、一般会計繰入金4,555万6,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,687万1,000円などであります。

次に、議案第23号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億799万8,000円と定めるもので、三方診療所分として1億622万1,000円、巡回診療所分として177万7,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入8,331万5,000円、繰入金822万円。

歳出では、総務費5,250万5,000円、医業費5,351万5,000円などであります。

次に、議案第24号「令和5年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を19億5,047万円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料3億9,143万円、国庫支出金4億7,524万4,000円、支払基金交付金4億9,617万

6,000円。

歳出では、保険給付費17億9,096万9,000円、地域支援事業費7,718万7,000円などがあります。

次に、議案第25号「令和5年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を122万6,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課金113万円。

歳出では、総務費93万4,000円、災害補償費28万8,000円などがあります。

次に、議案第26号「令和5年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を3,318万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料2,787万2,000円、一般会計繰入金528万7,000円。

歳出では、住宅管理費2,123万8,000円、公債費1,175万1,000円などがあります。

次に、議案第27号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億2,274万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入2,476万5,000円、基金繰入金3,227万6,000円、町債533万円。

歳出では、土地開発事業費9,555万2,000円、公債費2,674万2,000円などがあります。

次に、議案第28号「令和5年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を4億1,754万8,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益3億2,437万7,000円、営業外収益9,317万1,000円。費用では、営業費用3億7,290万4,000円、営業外費用3,464万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入6億3,692万円、資本的支出7億6,993万4,000円と定めるもので、不足額1億3,301万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,065万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,236万円で補填し、収入の主なものは、工事負担金352万円、企業債6億3,340万円。支出では、建設改良費6億9,046万4,000円、企業債償還金7,947万円です。

次に、議案第29号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を工業用水道事業収益2,623万4,000円、工業用水道事業費用3,719万9,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益1,048万

5,000円、営業外収益1,574万9,000円。費用では、営業費用3,696万5,000円、営業外費用18万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出947万3,000円と定めるもので、不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填し、支出の主なものは建設改良費947万3,000円です。

次に、議案第30号「令和5年度若狭町下水道事業会計予算」は、令和5年度から農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計を企業会計として、新たに統合した予算で、収益的収入及び支出の予定額を下水道事業収益6億8,899万5,000円、下水道事業費用8億9,663万8,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益3億5,891万4,000円、営業外収益3億3,008万1,000円。費用では、営業費用8億1,871万6,000円、営業外費用7,342万9,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入8億1,632万円、資本的支出8億5,869万1,000円と定めるもので、不足額4,237万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填し、収入の主なものは、出資金4億9,038万9,000円、補助金1億5,090万2,000円、企業債1億4,690万円。支出の主なものは、建設改良費3億6,830万2,000円、企業債償還金4億9,038万9,000円です。

次に、議案第31号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億7,387万4,000円、診療所事業費用4億8,241万8,000円と定めるもので、収益の主なものは、医業収益3億1,873万7,000円、医業外収益1億5,513万7,000円。費用では、医業費用4億7,656万7,000円、医業外費用535万1,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出2,790万9,000円と定めるもので、不足額2,790万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填し、支出の主なものは、企業債償還金2,790万9,000円です。

次に、議案第21号から議案第31号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、

問、歳出で、連合会負担金が昨年の倍になっているが、その理由は何か。

答、令和5年度に国保情報集約システムを改修するためのその分の負担金の増である。

今年度のみのものである。

次に、直営診療所特別会計では、

問、使用料及び手数料で往診自動車使用料が48万円とあるが、なぜ歳入に往診自動車の使用料が入っているのか。

答、往診の自動車使用料は条例で決まっている。2キロメートルまでが税抜300円、2キロメートル増すごとに150円ずつ頂いている。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計では、

問、昨年、たくさんけがをされ、補償費を払っていると思う。災共済をかけていて、補償金が入る額はまだ分からないのか。

答、昨年、死亡事故があり、共済金死亡事故1件に対し346万円を支払っている。それについて県の共済から下りてくる予定である。令和4年度予算に入ってくるが、額が確定していないため、決算が打てた段階で繰越金を令和5年度予算に計上する。

次に、町営住宅等特別会計では、

問、使用料が61万7,000円減額だが、その理由は何か。また入居申請待ちの人がいるのか。

答、使用料減は令和4年度中の状況や現在の入居状況を勘案し算出した見込みである。現在の入居状況は、専用住宅、共同住宅ともに空き部屋がある。専用住宅で5部屋、共同住宅で4部屋空いている。3月早々に募集を行い、入居手続を進めたい。今、待っている方はいない。

次に、土地開発事業特別会計では、

問、公有財産購入費とあるが、公有とはどこのことか。

答、予算科目の名称であり、町が購入する土地のことを示す。

次に、工業用水道事業会計では、

問、ダム維持管理費負担金とある。この説明をお願いします。

答、ダムが完成し、これに係る維持管理費に対する小水力を含む維持管理に対して負担金割合がある。その負担割合で当然持つべきものとして、毎年度かかる費用の工水の持分0.9%を持っている。

次に、下水道事業会計では、

問、工事内容について、熊川処理区の三宅との合流は、新道のところにある処理区では何もしないのか、生をそのまま送るということか。

答、はず川西地区も同じだが、一旦、今の処理場に流量調整槽というポンプ場を設置し、そこで流量を調整しながら、はず川西地区では消防署のあたりまで、熊川では町道

1 3号線を通り圧送管にて仮屋のマンホールへ接続する。

次に、上中診療所事業会計では、

問、薬局の外来の分が院外薬局になるということだが、その薬局の業務がものすごく減ると思うが、勤務状況、仕事はどのようになるのか。

答、外来は院外処方だが、入院病床があるので、入院されている方についても薬を処方する必要がある。入院されている方については週2回の処方をしている。薬剤師の仕事が全くなくなるわけではない。その方の勤務形態は、現在はフルタイム任用職員だが、パートタイム任用職員に移行していく。

議案第21号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第31号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの11議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします

○議長（今井富雄君）

以上で、委員長の報告は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時18分 休憩）

（午後 1時03分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

教育厚生常任委員長及び予算決算常任委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育厚生常任委員会委員長、増井文雄君。

○教育厚生常任委員長（増井文雄君）

国民健康保険税条例の審査に係る報告について、誤った金額を申し上げましたので、訂正いたします。

議案第12号の若狭町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑の中で、令和5年度の基金残高を1億5,000万円と報告いたしましたが、正しくは、1億1,500万円でありますので、訂正を申し上げ、おわび申し上げます。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員長（熊谷勘信君）

午前中の令和5年度の一般会計予算の審査に係る報告について、誤った金額を申し述べましたので、訂正いたします。

議案第20号の令和5年度若狭町一般会計予算の総務費を25億8,413万8,000円と報告しましたが、正しくは25億8,418万8,000円でありますので、訂正を申し上げ、おわび申し上げます。

○議長（今井富雄君）

休憩前に引き続き議事を進めます。

委員長報告が終わっております。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第10号「若狭町個人情報保護法施行条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号「若狭町個人情報保護法施行条例の制定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町個人情報保護審査会条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号「若狭町個人情報保護審査会条例の制定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

ただいまは議案第13号について討論をお許しいただき、ありがとうございます。

私は、議案、若狭町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正については、幾つかの理由により修正をしていただきたいと思いますので、意見を述べさせていただきます。

まず、議案第13号の提案趣旨においては、歯科医療費の保険適用外治療費の診療報酬引上げについてと受け止めますが、本議案では、令和5年4月1日から施行することになっています。本日、3月22日に本案が可決、成立すれば、施行までに約10日後で、地域の住民にとっては突然のことになり、不意打ちに遭うことになります。歯科治

療は1日で完治するのはまれで、ほとんどの場合は数回、治療に通うのがほとんどです。時には半年間にわたることもあると聞いております。仮にも、今、治療が始まったばかりの方が、または以前から治療に通っている方が4月1日より治療費が上がりました、議会で改正案が承認されましたと通告されるとどうなるのでしょうか。大変な混乱を招くことが予想されます。

これに関して、住民の皆様方から果たして納得が得られるかどうか、これは理事者側の一方的な提案であり、住民側の立場に寄り添っているとは言えません。私は、執行まで、一定期間、十分なリードタイムを設定しながら、混乱が起こらないように住民の皆様にお知らせをする準備期間を設けることが必要と考えます。

理事者側の説明では、国内の諸物価高騰が原因で、それによる影響のようにされていますが、これは論点のすり替えであり、値上げ理由の責任回避と捉えます。

まず、提案理由の説明では、ロシアのウクライナ侵攻に起因するとありますが、理由として、ウクライナ侵攻との関連性が条例改正の要因として果たして正しいのかが疑われます。それらを提案に安易に引用するのはおかしいと思います。

と申し上げますのは、物価高騰は国内の経済政策によるところが起因で、GDP国民総生産や輸出への影響などが複雑に関連しているものです。貴金属の相場もそれに追従して高下しています。貴金属の価格相場は一時的なものであり変動します。議案第13号の提案理由の説明との関連性は、因果関係は本当に正しいのでしょうか。

また、材料費高騰が原因のようにされていますが、改正内容のほとんどは治療報酬費が大きく含まれています。つまり材料費だけの問題ではありません。単に物価高騰のせいであるとすれば、受診者は納得できることでしょうか。物価指数から見ても、約5割以上の上昇はあり得ないのではないのでしょうか。便乗値上げとも取れます。

町長が、2月28日に町長施政方針として発言された中で、そのまま読ませていただきますが、「医療についてですが、地域の医療を取り巻く情勢においては、外来患者数の減少と在宅医療者数の増加等、多様な課題やニーズへの対応が望めます。県では、第8次福井県医療計画の策定に向けた協議が進められ、地域ごとの医療機関の機能分化と連携、経営強化等を主な柱として示される予定であり、この動向も注視してまいります。三方、上中両診療所におきましては、地域の皆様のかかりつけ医療機関として、診療治療はもとより、保険介護予防とも連携し、健康診断や特定健診等を定期的に行うなど地域の医療機関としての役割をさらに明確化し、経営の効率化を念頭に置き取り組んでまいります。」とあります。これに基づき、外来患者数の減少と多様な課題やニーズへの対応が望めます。これについて、果たして条例改正後は外来患者数の増加につながる

のでしょうか。

また、診療報酬額の改正についてですが、公的な意味合いでもある直営診療所がほかよりも高いと、ますます受診者は減ります。改正内容は保険適用外治療であり、高額医療対象の適用外でもあり、全額が個人負担になります。このたびの施政方針と結びつかず、論理が逆転しています。

議案の提案理由の説明では、この若狭町直営診療所特別会計、国民健康保険上中診療所事業会計の経営状況が省かれており、本当に改正を早急にしなければならないのかどうか、説明が示されておりません。歯科診療が診療所の改善に大きな影響があり、逼迫して早急な対応が迫られている根拠が示されておりません。これでは的確な判断ができません。議案第13号の提案趣旨は、歯科診療費の価格引上げと受け止めますが、地域内の歯科診療報酬の実態を精査して比較しながら、若狭町住民が納得できるような説明が込められていることが必要です。やはり4月1日の施行はあまりにも急であり、駆け込み需要を受け付ける猶予期間もありません。まず料金改正を地域に住民にお知らせしまして、上がるのならば今のうちに治療しておこうと思われる方がおられるかもしれません。また高齢者の方々に治療を断念をされるかもしれません。物価が高騰し、国民は買い控えを余儀なくされております。現状では、年間の該当利用者数が10人程度で、引上げ改正後の上昇額が数十万円程度だから大した影響にはならない。そうならば、これは理事者側のおごりとも取れます。考えが甘く、若狭町住民に対する愛を感じ取れません。公立小浜病院組合議会では、経営向上のために常に議論がされています。直営診療所の経営向上のためには、この若狭町議会でも真剣に議論されるべきです。

私は、ただ単に、今回の理事者側からの一方的な改正は、住民のためではなく安易な政策と捉え、納得いく説明を得られていないことで、理由説明との整合性がなく、第13号議案を再度、見直していただきたいと思います。

過去には、病院改革プランとして検討委員会が設けられていました。今回の改正に関する議案が、以上の理由により全く駄目だと申し上げているのではなく、あせらずにここは先送りして、一旦否決しておき、せめて次回の定例議会までに施行期日というのが妥当であり、直営診療所の存続のためにぜひとも必要であると住民に認められるように検討し直しながら、さらに若狭町住民第一のためという観点に基づいた正当な条例改正案によって、本当に若狭町住民にとって喜んでいただける診療所を目指していただきたいということを念願して、しっかりと慎重に条例改正を進めていただくように求めます。

事あるごとに診療価格を引き上げ、このまま経営診断をおろそかにしますと、直営診

療所の将来が危ぶまれます。そのためには、町議会議員としても協力を惜しまず、真剣に向き合って取り組んでいくことをお約束します。

教育厚生常委員会委員長報告では可決でしたが、議員の皆様におかれましては、私の討論内容にぜひとも賛同していただきまして、いま一度、慎重に判断してお考え直しいただき、賛否の評決をしていただきますようお願いしまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号「若狭町国民健康保険診療所使用料等条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号「若狭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告とおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町有線情報連絡施設条例及び若狭町有線電話施設条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号「若狭町有線情報連絡施設条例及び若狭町有線電話施設条例の廃止について」、本案は、委員長の報告とおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号「第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の策定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

予算書147ページ、款教育費、項社会教育費、目社会教育総務費に歴史上の人的文化遺産顕彰事業の費用30万円が計上されております。ややこしいネーミングの事業になっておりますが、これは、佐久間艇長遺徳顕彰式典を町が主催して行うための費用であります。

偉大な人物であると仮に社会の万人が認める存在であったとしても、特定個人の顕彰式典を町が主催して実施することはできません。民間の有志団体に主催を委ねるべきであります。

本来、誰を偉大な人物であると思うかは、個人の内心の問題であります。侵すことができない基本的人権であります。行政は個人の内心に踏み込んではいけない、個人の内心を支配してはいけない、これが日本国憲法の定めるところであります。

本予算案は、憲法違反の支出を含みますので、私は反対いたします。

なお、給食費値上げの件につきましては、先ほどの予算決算常任委員長の報告にあったとおり、好ましくないとの多くの意見がありました。この値上げに関しても私は反対であります。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。

4番、倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

私からは、賛成の討論をさせていただきます。

今ほど北原議員のほうから、歴史上の人的文化遺産顕彰式典は内心の自由を侵害するというふうにおっしゃられました。こちらの件に関しては、私はそうは思いません。

以下、町の偉人を歴史的に知る機会にもつながると思いますので、これに関しては、教育の観点からも町が主導してやるべきものと私は思います。

2点目に、北原議員のほうからは、給食費値上げに対しての反対がありました。こち

らは、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

給食費だけを取り上げれば、確かに1食当たりの単価は、近隣市町の中では、僅かではありますが高いです。給食費を無料としている自治体もあります。しかし、町の財政の違いや子育て支援策などの違いもあり、単純比較はできません。材料費、光熱費などの先行きの見えない高騰が続く中、それらを踏まえて、学校給食運営委員会から給食費値上げの答申がありました。できる限り保護者の負担を軽減することとし、値上がり分の半分相当を町が負担する給食費改定案が提案されました。残り半分は保護者の皆さんに御負担いただくこととなります。できることなら値上げせずに何とかしてあげたいのは、ほかの議員の皆さんも同じ思いだと思います。

町長も施政方針で、5つの重点施策の一つに子育て環境の充実を掲げられています。ここで値上げするとすると、子育て支援、少子化対策に力を入れている町にとっては、マイナスのイメージを与えてしまうことになるかもしれません。当然、それも承知の上での決断だったと想像します。町の子育て世帯にはきめ細かな支援策が予算主要政策の中での説明もありました。町長も国の動向に注視し、臨時交付金などで給食費に回せるものがあれば、補正予算などで対応すると予算委員会の中で述べられています。

子ども家庭庁が4月に創設されます。子育て家庭への支援策が打ち出されてくるでしょう。政府も異次元の少子化対策で関連予算を倍増すると言っています。それは4月以降に明らかになってくるでしょう。ここで反対して、予算の執行を遅らせることで行政の動きを停滞させてしまうのはまずいと思います。

不透明な国の動きではありますが、それに期待しまして、今後の物価高騰による値上がり部分は補正予算で対応していただきましょう。保護者負担の軽減をお願いしまして、ここで予算案に私は賛成したいと考えます。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論を許します。

2番、川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

川島です。本案に対し、反対の立場で討論を行います。

「ふく育県」を掲げる福井県、岸田首相も来県し、目指すべきモデルケースの一つであると称賛した本県にあって、次年度はまさに子育て支援元年です。そのスタートでつまづくようなことがあっては絶対になりません。本町の子育て支援に対し、本町挙げて取り組もうとしている矢先に、保護者負担の給食費値上げを含んだ本一般会計予算には断固反対であります。給食食材費高騰分を予算に反映することは十分理解します。が、

その高騰分のたとえ一部であっても保護者のかたに御負担をおかけすることは絶対に避けるべきです。今が行政の頑張りどころです。御再考いただき、保護者の方に御負担のかからない予算になるよう切にお願いをいたします。

以上の理由を申し上げ、本案についての反対討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」、本案は、委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時42分 休憩）

（午後 1時44分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

お諮りします。ただいま、5番、増井文雄君から、議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する附帯決議についての動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、この動議は日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに可決されました。

～追加日程第1 発議第1号 議案第20号～

○議長（今井富雄君）

追加日程第1、発議第1号 議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する附帯決議についてを議題とします。

決議書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から提出理由の説明を求めます。

5番、増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

発議第1号 議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する附帯決議について、提案の趣旨説明を申し上げます。

物価の高騰における保育所、小学校の給食費の値上げは、昨年4月の学校給食運営委員会の答申においてやむを得ないものとされ、保護者の方もある程度は理解されていると思います。当町の給食は地元食材を積極的に取り入れたメニューであり、量や質、栄養バランスも大変よいとの評価もあり、他市町より材料費が少々高いのも理解できます。

令和5年度一般会計予算では、値上げ分の半分以上を町が負担をすることとなっているものの、毎月200円であっても、近隣市町の状況を鑑み、「子どもまんなか社会」食育を唱えている当町としては、保護者への負担軽減対策を早期に行わなければならないものと思います。

岸田総理は、子育て政策の強化と予算倍増の方針を6月にも具体的な方針を示すものとしています。このタイミングを逃さず、国・県に対して対策を強く要望し、交付税措置が図られたときには、早期に補正措置を行い、対処することを求めるものであります。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第1号 議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する附帯決議については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、発議第1号、議案第20号「令和5年度若狭町一般会計予算」に対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第21号～

○議長(今井富雄君)

次に、議案第21号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第14 議案第22号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第22号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第23号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第23号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第16 議案第24号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第24号「令和5年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号「令和5年度若狭町介護保険特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第17 議案第25号～

○議長(今井富雄君)

次に、議案第25号「令和5年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号「令和5年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第18 議案第26号～

○議長(今井富雄君)

次に、議案第26号「令和5年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号「令和5年度若狭町営住宅等特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第19 議案第27号～

○議長(今井富雄君)

次に、議案第27号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第20 議案第28号～

○議長(今井富雄君)

次に、議案第28号「令和5年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号「令和5年度若狭町水道事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第21 議案第29号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第29号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号「令和5年度若狭町工業用水道事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第22 議案第30号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第30号「令和5年度若狭町下水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号「令和5年度若狭町下水道事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第23 議案第31号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第31号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号「令和5年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第24 議案第32号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第32号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号「若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第25 議案第33号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第33号「町道路線の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号「町道路線の認定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第26 議案第34号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第34号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号「町道路線の変更について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

～日程第27 議案第35号～

○議長（今井富雄君）

次に、議案第35号「財産の処分について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号「財産の処分について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時02分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

～日程第28 議案第36号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第28、議案第36号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第36号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約に定める委託期限の変更を協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

以上、説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い

願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第36号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第36号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第29 諮問第1号・日程第30 諮問第2号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第29、諮問第1号及び日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方が活動されておられます。このうち、高橋香苗氏と山田政孝氏の2名の方が令和5年6月30日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第1号におきましては、引き続き高橋香苗氏を、また諮問第2号におきましては、百田典子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時31分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の2議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

お諮りします。本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第31 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第31、議員派遣報告及び議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

この間まで楽しませてくれました花も大きな実をつけるための準備に装いを変えた梅の花、梅畑、そして、大きく膨らんだつぼみの先から花弁をのぞかせてきた桜、まさに活気あふれる春の息吹を感じさせる時期を今年も平穩に迎えております。

そして、これまで3か年、私たちの行動に制限をかけてきました新型コロナウイルス感染症も5月8日には第5類にランクダウンされまして、新緑の春と同時に私たちも元の生活に戻るためのスタート台に立つことができるまでに至りました。どうか各地区や諸団体への希薄になってきておりますコミュニケーションの機会が一日も早く復活し、活みなぎる地域活動、そして、さらに活気あふれる若狭町に様変わりすることを望むところでございます。

さて、2月28日に招集されました令和5年第1回若狭町定例会も今日までの23日間にわたり、提案されました令和4年度補正予算並びに条例の制定、一部改正をはじめ、規約の変更、計画の策定、そして、令和5年度各会計予算、指定管理者の指定など重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議いただき、本日ここに、全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するためには、本定例会において可決されました諸議案の執行に当たりまして、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを願うものであります。

最後に、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会から本日までの23日間にわたり、令和4年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算や各種条例関連、規約の変更や計画の策定、さらには令和5年度における若狭町一般会計予算など、数多くの重要案件について御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方には、御提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました厳しい御意見や御指導につ

きましては、今後の町政運営に反映し、議会軽視とならないよう十分留意をしましてまいります。

さて、3月11日には、長年の悲願でありました県道常神三方線の常神トンネルが開通いたしました。これにより、災害に強く、安全な通行が確保され、住民の皆様の生活道路としての利便性が高まるほか、北陸新幹線敦賀開業を間近に控え、観光面での観光誘客につながることを大きく期待しているところでございます。

これまでの長きにわたり、御尽力を賜りました地元西浦道路委員会をはじめ国や県、関係された全ての皆様に厚く御礼申し上げるとともに、引き続き、小川、遊子間の早期着工、完成に向けて努力をしましてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症ですが、3月13日からはマスクの着用が個人の判断となり、5月8日からは感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられます。約3年にわたり、世界的に感染拡大を続けてきた新型コロナウイルス感染症は収束傾向にあり、医療や社会経済活動などの軽減措置も緩和され、いよいよ日常生活が回復しようとしています。

このような中、4月から始まる新年度では、施政方針でも述べさせていただきましたとおり、第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の目標である「将来も住み続けられ、心豊かに「幸せ」な暮らしの実現」を目指して、幅広い分野において、町民の皆様と一緒に新たなまちづくりにチャレンジにしましてまいります。

結びに、若狭町のさらなる発展と議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後 2時39分 閉会）